

第9期四国中央市自立支援協議会 第3回会議 議事録

| | |
|--------------|--|
| 開催日時 | 2024年11月21日(木) 19:00～20:30 |
| 開催場所 | 四国中央市福祉会館4階 多目的ホール |
| 参加者 (敬称略) | 大西 史郎、星川 隆志、藤原 夕紀、脇 研二、高橋 惇、野本 知津子、 合田 真由美、青木 悠、井原 佳代、大西 慶治、原 喜代佳、藤原 卓 也、上原 ひとみ、山口 佐人 以上委員14名(委員17名のうち) 細川 哲郎(福祉部長) オブザーバー |
| 傍聴人 | 1名 |
| 事務局 | 越智 寛 生活福祉課:田邊 真二、星川 貴宏、飛鷹 彩奈、青木 重臣、山川 桂子 発達支援課:河村 正志 |

協議内容

1. 開 会

(事務局)

ただ今から第8期四国中央市自立支援協議会第3回会議を開催します。本日の開催時間は、19時00分から20時30分までを予定しております。本日の委員の出席状況を確認します。委員総数17名のうち、現在の出席委員は14名であります。委員の過半数の出席を得ておりますので、四国中央市自立支援協議会条例第6条第2項の規定により会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、会議は「審議会等の運営に関する指針」により、原則公開となっております。議事録作成のために録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、会議の公開は審議会等の傍聴及び会議録の公開等の方法によることとなり、傍聴者の受付を行ったところ傍聴者は1名であることをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、大西会長がご挨拶申し上げます。

(大西会長)

本日はお忙しいところ、自立支援協議会にご出席いただきありがとうございます。

前回の自立支援協議会は猛暑の中でしたが、急激に寒くなり、支援者の皆様におかれましては、支援を必要とする方々の体調変化に気をつけられていることと思います。

9月の中旬だったと記憶しておりますが、新聞記事で気になる記事がありまして、事業継続計画の中にこれまで広域避難が想定されていなかったという内容でした。また、本日のニュースでも石破総理が国の防災計画への検討を始めるとの報道がありました。能登の震災等を教訓に、今一度災害に対する真剣な取り組みが必要であると感じております。

それでは、本日の自立支援協議会を進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

(事務局)

大西会長、ありがとうございました。

それでは配布資料の確認について、ご協力をお願いします。

続きまして議事に入って行きたいと思います。

自立支援協議会条例第6条により本会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行を会長にお願いいたします。

2. 議事

【報告事項】

①第9期自立支援協議会 連絡会・各専門部会活動報告

(議長)

それでは、次第の議事に基づいて進行させていただきます。

まず、議事の報告事項①第9期自立支援協議会 連絡会・各専門部会の活動報告を連絡会会長及び各専門部会部会長からお願いします。

それでは、資源開発部会からお願いします。

①資源開発部会（部会長：藤原）資料P9～11

部会の開催状況につきましては、月に1回開催するとともに、9月以降は部会を2グループに分け、それぞれの打ち合わせを行っております。

活動内容につきましては、1点目が既存の障がい福祉サービスの実情把握として、障がい児者等のニーズとサービスのマッチング状況の検証及び必要なサービスの開発・改善に対する検証を行うため、2種類のアンケート調査を行います。

1つ目のアンケートは、市内障がい福祉サービス事業所で働く支援者を対象とし、実際に支援に携わっている皆様の目線から、障がい福祉サービスの実情を把握するとともに、ニーズを把握するために実施するもので、10月28日に市内83カ所の事業所へ依頼しております。なお、アンケートの回答については、QRコードを用いてWeb上で回答することとしており、回答者個人が特定できないよう配慮しており、締切は11月30日としております。

2つ目のアンケートは、障がい福祉サービス事業所を利用されている当事者及びその家族を対象とするもので、現在アンケートの内容を精査しているところです。

次に、前年度からの検討事項として、しこちゅ～福祉ナビの周知拡大等の運営については、後ほど提案させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、権利擁護部会をお願いします。

②権利擁護部会（部会長：脇）資料P12

部会の開催状況は概ね月1回開催しております。

活動内容につきましては、1点目として、福祉なんでも相談会へ参加し、部会として成年後見制度に係る相談ブースを設け、6組の方より相談を受け、制度概要等をご説明いたしました。当日は、スタンプラリーの効果もあり、例年以上に各ブースへ立ち寄られていたと感じました。

2点目として、サポート部会で開催される支援者研修会を権利擁護部会として共同で開催することとしております。権利擁護部会としては、支援者研修会の2部構成のうち、第1部の話題提供として、成年後見制度の利用について基本的な部分をお伝えできればと思っております。

3点目として、出前講座や相談会の開催に向けて情報収集を行っております。市内で既存の出前講座等がありますが、趣向を変えて、皆さんのニーズにマッチしたものにできればと考えております。

なお、それ以外にも権利擁護支援の地域連携ネットワークの調査検討、障がい者虐待防止・障がい者差別解消に関する普及啓発活動についても検討していきたいと考えております。

（議長）

ありがとうございました。

続きまして、サポート部会をお願いします。

③サポート部会（部会長：高橋）資料P13～15

部会開催は月1回の開催です。

活動内容として、障がい者等に寄り添う支援体制の強化を目的として、今年度も12月6日（金）午後6時30分より、児童・教育・障がい福祉・医療・介護関係等の市内の支援者を対象とした支援者研修会を、福祉会館4階多目的ホールにおいて開催します。先ほど権利擁護部会の報告にもありましたが、権利擁護部会の皆さんにご協力いただき、「成年後見って何ぞ？」というタイトルで研修会の話題提供を行っていただきます。研修会後半はグループワークを実施し、お互いの顔が見える関係作りに努めたいと思います。なお、現時点において約70名の参加申し込みをいただいております。

また、共生社会の実現に向けた障がいへの理解促進及び支援体制づくりとして、有志部会員によるデマンドタクシー利用体験を12月12日に実施予定でして、他の利用者に迷惑をかけないよう区間等の調整をしております。

今後におきましては、共同避難訓練を含めた災害被害対策や、他法人施設との連携避難の検討を防災まちづくり推進課と協議したいと考えております。

（議長）

ありがとうございました。
続きまして、こども部会お願いします。

④こども部会（部会長：野本）資料P16

部会開催は月1回の開催です。

活動内容につきましては、前期より障がい児支援従事者の育成を目的とした研修会の開催を検討してきましたが、今期より研修会を実施しております。研修会の目的として、日頃から障がい児を支援している児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の方を対象として、支援を行う上で何が大切かということを改めて考えていただく機会としています。可能な限り該当事業所の皆様に参加をお願いしており、研修会の講演終了後、グループワークを実施しております。開催は3回を予定しており、1回目は9月27日（金）に実施し94名の参加、2回目は10月25日（金）に実施し90名の参加をいただきました。3回目は11月22日（金）に開催を予定しております。なお、出来る限りの参加をお願いしておりますので、いずれの研修会も午前・午後の2回開催としております。また、講演はこれまで障がい児の支援に関わった部会員が講師を務めており、1回目は西森氏、2回目は加地氏、3回目は野村氏が、それぞれの経験を通じた内容としております。

12月の部会は研修会の振り返りを行い、来年の1～3月にかけて2回の研修会開催を行いたいと考えております。

（議長）

ありがとうございました。
続きまして、相談支援専門員連絡会お願いします。

⑤相談支援専門員連絡会（連絡会長：合田）資料P17～26

開催状況は毎月1回開催しています。

活動内容は、市内の相談支援専門員と基幹相談支援センター、市の児童発達支援センターの活動状況や情報の共有、近況報告から見える地域課題の抽出と共有を行っており、あわせて各専門部会に所属している部会員から情報提供を受けております。

次に、社会資源の周知や普及啓発活動として、今年は8月3日（土）に福祉なんでも相談会をしこちゅ～ホールにおいて開催しました。実績として、当日の参加者は総数209名で、各種ブースの設置やハートフルコンサート、各相談コーナー、託児所、ボッチャの体験等を設けました。今回は、しこちゅ～ホールの1、2階部分を利用したことで、各種コーナー等での相談も行いやすくなったと思います。詳細な報告につきましては、P19～26をご覧ください。

また、10月7日（月）には就職準備フェアへの参加協力を行っております。

今後の活動予定として、介護保険への移行・障がい福祉サービスの適用に向けた介護支援専門員との連携、第6版四国中央市障がい福祉事業所マップの作成に関する協議や

医療的ケア児支援体制整備事業の協力・推進となっております。

【質疑応答・意見交換】

(議長)

ありがとうございました。これまでの報告を受けて委員の皆様方から、ご質問はございますか。

無いようですので、以上で連絡会、各専門部会の活動報告を終わります。

②2024年度 就職準備フェア

(議長)

続きまして、2024年度就職準備フェアについて藤原委員より報告をお願いします。

(藤原委員)

初めに、自立支援協議会を始め関係機関の皆様のご協力を得て、今年度も四国中央市就職準備フェア2024を開催することができましたことをお礼申し上げます。

それでは、資料に沿ってご報告させていただきます。資料はP27～となります。

令和6年10月7日、第11回目となる四国中央市就職準備フェアを開催させていただきました。このフェアは、企業と障がいのある求職者の相互理解を深め、障がい者就労の向上を目指すことを目的としております。

参加者につきましては、会場の参加が84名。オンラインでの参加が32名で合計116名の参加がありました。

2021年度より会場とオンラインで参加が選択できる形としたことにより、オンラインで参加いただいている支援学校においては、学校行事として参加されることが定着してきているように思います。企業の方のお話しや先輩のお話しを事前収録し、YouTubeでも配信しましたが、当日の参加が難しかった方にも内容をお聞きいただけ、好評をいただいております。

働かれている当事者の方のお話しや働かれている様子、企業様のお話しを直に聞ける機会が就労に対する気持ちの向上や知識、経験に繋がると感じました。

2つの企業の動画が仕事の内容や配慮していただいていることを具体的に見ることができ障がいのある方、支援者、企業が参考になる内容であったようです。

P35～39は、協力企業や参加者等のアンケートを記載しております。

P41, 42には予算書及び決算書を記載しております。予算が、自立支援協議会5万円、ジョブあしすとUMA5万円の合わせて10万円としておりましたので、概ね予算通りの決算となりましたが、昨今の物価の高騰で印刷費も値上がりしており、検討の必要があると感じております。

10月28日(月)に開催した今年度最後の実行委員会では、オンラインでの参加は安定していますが、会場への参加、特に市内の福祉サービス事業所の利用者が減少しているようです。会を重ねることでマンネリ化している部分も感じますので、新しい企画を入

れることで新たな参加者やこれまで参加した方が興味を持っていただけるような内容にしていくことを確認いたしました。それにより、次年度以降も続けていければとの意見で終了致しました。

【質疑応答・意見交換】

(議長)

ありがとうございました。これまでの報告を受けて委員の皆様方からご質問はございますか。

無いようですので、以上で2024年度就職準備フェアの報告を終わります。

【協議事項】

①「しこちゅ～福祉ナビ」管理運営について

(議長)

続きまして、協議事項①「しこちゅ～福祉ナビ」管理運営について資源開発部会長より説明を求めます。

資源開発部会（部会長：藤原）資料P43

資源開発部会より、ポータルサイト「しこちゅ～福祉ナビ」の管理運営に関する提案をさせていただきたいと思っております。P43をご確認ください。

このしこちゅ～福祉ナビにつきましては、第7期の資源開発部会において提案し、本会で承認された後、ポータルサイトとして立ち上げました。第8期資源開発部会では、このポータルサイトを活用するため、アクセス用のQRコード付きの案内シールを作成し、広報を行いました。当該シールは第9期1回目の本会で皆様にお配りしたものです。加えて、相談支援専門員連絡会や各専門部会からイベント情報や防災情報の掲載について要望があり、対応を検討していましたが、その他の取り組むべき活動内容があったことや、サイト立ち上げ時の部会員が変更になったこと等の理由で実現には至りませんでした。

現在もしこちゅ～福祉ナビは、誰もが閲覧できる状況にあります。当部会の1名の努力で新しい事業所の追加は行っていますが、サイトの管理運営までは手が及んでいない現状です。

当部会としては、一部会で管理運営を担っていくことは困難だと考え、自立支援協議会常任委員会等でしこちゅ～福祉ナビの管理運営に関する検討を行い、周知啓発を含めた取り組みを行うことが望ましいのではないかと考えに至りました。

これらのことから、しこちゅ～福祉ナビの運営組織として、今後の運営方針や管理等を行うため、しこちゅ～福祉ナビ運営のためのプロジェクトチームの設立を提案したいと思います。

組織体制としましては、まずは自立支援協議会常任委員会を基礎として、必要とされる人員の選定を行いたいと考えております。自立支援協議会委員の皆様におかれまして

は、人材確保に向け、人材の推薦等についてお力添えをお願いしたいと考えております。

同時に、手法の検討を図り、プロジェクトチームとしての運営体制を構築、その後、より良い活用方法を検討するとともに、広報・啓発の推進に取り組んでいきたいと考えます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

(議長)

それでは、「しこちゅ〜福祉ナビ」管理運営についてご質問等がありましたら挙手にてお願いします。

(星川委員)

しこちゅ〜福祉ナビの元来の計画としては資源開発部会において管理される予定だったのででしょうか。

(藤原部会長)

第7期資源開発部会においては、サイトの必要性及び立ち上げまでは協議していたようですが、管理運営体制までの協議には至らず第7期が終了し、第8期資源開発部会においても協議事項にはあったのですが、継続的な管理運営の結論には至らなかった状況だったようです。

(議長)

それでは、決議を行います。

賛成いただけるかたは拍手をお願いいたします。

《拍手》

(議長)

拍手多数により本件は可決されました。

今後、プロジェクトチームを立ち上げ、具体的な管理運営について検討していただき、より効果的な「しこちゅ〜福祉ナビ」の運営を目指していただければと思います。委員の皆様も、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上で議事を終了します。

本日の議事は全て終了致しましたので、進行を事務局にお返し致します。

3. その他

(事務局)

大西会長ありがとうございました。

続きまして、その他に移ります。本日はいくつかの報告事項があります。

(事務局：青木)

生活福祉課共生社会推進係の青木です。私から、本市が来年度から取り組みます「とりのこさない支援体制整備事業」いわゆる、「重層的支援体制整備事業」について、ご説明させていただきます。

まず、「とりのこさない支援体制整備事業」ですが、地域共生社会の実現に向け、新たに創設された事業でございます。地域共生社会の1つの定義として、制度・分野ごとの「縦割り」、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、「世代」「分野」などがつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、この地域共生社会を実現するための1つのツールとして、重層的支援体制整備事業があり、四国中央市では、これを「とりのこさない支援体制整備事業」の名称で取り組むこととしております。

制度の説明の前に、制度創設の背景をご説明いたします。厚生労働省や国の関係機関が公表している調査結果によりますと、皆さんご承知の通り、日本の人口は減少局面になっており、65歳以上の人口割合、高齢化率は、2026年には4割弱になると推計されています。単身世帯は、全世帯総数の3分の1を占め、最も多い類型になっており、平成の30年間で、3世代世帯の数は、約4割から1割へと4分の1に減少しているのが現状です。今後、この世帯構造の変化はますます進み、2040年（16年後）には、単独の世帯が約4割になるといわれています。

次につながりについて、厚生労働白書によりますと、会話の頻度が少ない高齢者の世帯は、1990年は89万世帯、25年後の2015年には3.6倍の319万世帯、2040年にはさらに1.5倍の463万世帯になると見込まれています。

次に、日頃のちょっとした手助けが得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯ですが、1990年の44万世帯から25年間で3.6倍の160万世帯、次の25年間で、1.4倍の230万世帯に増加する見込みです。

また、NHK放送文化研究所が公表しております日本人の意識調査によりますと、

①親戚との付き合い、②隣近所との人付き合い、③職場の同僚との付き合いにおいて、どんな付き合いが望ましいか？という調査では、その全てにおいて、なにかにつけ相談や、助け合えるような「全面的な付き合い」を望む方の割合は大きく減少し、逆に、一応の礼儀を尽くす程度の「形式的なつきあい」を望む方の割合が、大きく増加している調査結果となっています。

このように、単身世帯の増加、意識が変化、個人化し、これまで、人の暮らしの基盤にもなっていた親戚付き合い「血縁」、隣近所・地域の付き合い「地縁」、職場の同僚との付き合い「社縁」が弱くなっているといえます。

次に、日本の社会保障制度に目を向けてみます。年金、医療、公衆衛生、さまざまな

制度で国民の安心や生活の安定を支える仕組みがあります。年金や国民健康保険、生活保護、児童手当などがそれにあたり、人々の生活を生涯にわたって支える役目を有しています。これらの制度は、対象者の属性や介護の必要性、虐待や生活困窮といったリスクごとに制度が設けられています。その結果、その専門的分野での支援体制が充実していくこととなります。その一方で、制度のはざまや制度の壁が生まれます。いわゆる「縦割りの弊害」です。

介護の現場では、自宅に引きこもる子供を支えながら、生活に行き詰っている高齢者がいる。子育ての現場では、ひとりで子育てをしながら、親の介護を同時に担うダブルケアで困っている方がいる。

このような、8050問題、家計破綻などの複雑化・複合化したケース、社会的孤立、ゴミ屋敷、ひきこもりなどの制度の狭間に落ちるケースといった問題・課題が顕在化しています。どこが相談を受け止め、どこにつなげるべきか分からない。従来の支援だけでは、対応や解決が困難な事例が増えてきています。

これは、あくまで架空事例ですが、地域から孤立した世帯で、税金滞納、家計も破綻している。祖父が生計の中心だが、がんの治療中。祖母は要介護で、認知症の疑い。父親は職を転々として、ギャンブル三昧。母親には障がいの疑いがあり、育児が出来ない。子どもは、不登校気味で介護と家事を担っている。そこには、個人情報壁も存在します。

この世帯を見かねた近所の方が相談に来たら、委員のみなさんならどうするでしょうか？祖母が要介護1なので、地域包括支援センターでしょうか？家計が破綻している。

生活相談支援センターでしょうか？母には、障がいがありそうなので、基幹相談支援センターでしょうか？子ども、学校関係など、どの機関もこの家庭に対して支援できる制度はあると思いますが、どのように関わっていけばよいのか？1つの機関だけでこの世帯に対応をしていくには限界があります。

今までも、困難・生きづらさの多様性・複雑性は存在していました。かつては、図のように、血縁・地縁・社縁の共同体のクッション機能がこれを受け止めることができていました。しかし、現在では、日本社会の在り方が変わり、それに伴って生活も変化する中で、様々なニーズが表れ、既存の制度だけでは対応しきれなくなってきており、また、受け止めるクッション部分、地域や人と人とのつながりなども弱くなっているのが現状です。それら補うべく、社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

それでは、制度の特徴を説明いたします。この事業は、3つのコンセプトで構成されます。①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくり、と、それらを補う④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、アウトリーチを、直訳すると「外に手を伸ばす」。「支援が必要なのに届いていない人に、行政、支援機関が積極的に働きかけて情報や支援を届ける」ということです。最後に、⑤多機関協働事業で構成されます。

まず、属性を問わない相談支援ですが、その支援や連携の中で、気になる家庭を把握した時、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。

次に、参加支援、相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

例えば、人生の途中、病気で体の半身に麻痺が残り、勤めていた飲食業の職場を退職。

その後、地域からも孤立していた方に、料理人の経験を生かして、公民館などで行っている料理教室の講師として活動ができるよう支援する。

例えば、ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらおう。といった取り組みです。

次に、地域づくりに向けた支援ですが、住民同士が支え合う関係性を育むほか、他の事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

一例ですが、50代ひきこもりの方が、こども食堂を利用。利用している中で、この活動に興味が出てきたら、今度は運営に携わる。支援する側になるなどです。

また、現在、高齢者を対象に行っている「貯筋体操」などの活動に、障がいのある若者が参加。逆に、貯筋体操などの集まりが苦手で、閉じこもりがちな高齢者の方に個別の活動の場として、小学生の登下校時の交通安全活動への参加を提案、他の交通安全ボランティアの方々には、本人の活動状況の見守りも一緒に依頼するなど、その地域に応じた資源を有効に活用し、分野を問わない支援を行う、もうすでに行っているケースもありますが、住民同士が交流できる居場所をつくる事業です。

この3つのコンセプトを支える事業として、地域から孤立した子育て家庭に関する情報を把握した場合、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携することによって、より一層、頻度を高く訪問するなど、支援の充実を図ることが期待できます。

また、ダブルケアやヤングケアラーなどの課題を抱えた家庭を把握した際に、多機関協働事業につなぐことで、複数の支援機関の連携のもと、包括的な支援を適切に進めることができます。

同時に、支援者が支援の中で孤立しないよう、課題の解きほぐしなど、支援者を支援するという一面も持ち合わせているため、多機関協働事業がこの事業の重要な部分になると考えております。

改めてこの事業は、相談支援と地域づくりの両輪で充実させていく取り組みです。

四国中央市の重層的支援体制整備事業、「とりのこさない支援体制整備事業」のイメージ図です。相談者が来たら、まずは話をじっくり聞き、自分の分野の組織で対応できるか、さらに次へつなぐかを決める。つながった場合も、連携先は引き続き一緒にチームとして関わるようになります。

その後、「多機関協働事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の取り組みを経て、「参加支援」を行い、「地域づくりに向けた支援」につなぐ。逆に、「地域づくりに向けた支援」地域の活動の中から課題や問題が見つかり、相談につなぐといった逆の動きも想定されます。

制度のイメージはこのような感じですか。縦割りの壁を少し低くして、風通しを良くし、狭間の支援を行えるようにする。

財政面におきましても「重層的支援体制整備交付金」が新たに創設されました。

そもそも相談支援機関や地域の拠点は、対象者ごとの制度に基づいて国からの補助金等が交付されています。

そのため、事業実施は、各制度に基づく補助金の目的の範囲内で行う必要があります。

この交付金の創設により、各事業の法制度による属性や分野別の縛りが緩和され誰もが、あくまでも本業に支障がない範囲で制度の狭間に支援の手を差し伸べることが出来るようになりました。

最後になりましたが、この事業は、今までなかった新しい機能を整備するものではありません。何か新しいことを始めるのではなく、あくまでも、今あるものをつないで一体的に、それぞれの専門分野が、対象の枠を少し広げ、ゆるくして支援ができることを目指しています。その中で、キーとなるのが「支援者間の連携」だと思います。

この取り組みを進める際には、地域共生社会の定義にもあるように、福祉分野の政策だけでなく、地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策との連携を意識することが重要です。

この事業を始めるにあたり、まだまだ課題もたくさんあります。支援者間相互の協力が円滑に行われる体制をいかに、上手く整備できるか？支援者と地域住民が協力し、地域の中に埋もれている課題を解決していくため、どのような支援体制が本市にとってふさわしいのか？課題はまだたくさんあると思いますが、この事業が「すべての住民」のための事業になるためには、今よりもより一層の支援者間の連携が必要となります。

併せて、自立支援協議会の皆様のご協力ご理解が必要となりますので、支援のほどよろしく願いいたします。

現在、本市の取り組みを実施計画として策定しております。年末ごろからタウンコメントの募集を開始する予定ですので、その際にご意見等いただければと考えております。以上簡単な説明ですが、「四国中央市とりのこさない支援体制整備事業」の説明を終わります。

(藤原委員)

ご説明のあった多機関協働事業について、いろいろな事業所が集まって事業を行うものなのか、別に新しい機関を設けて事業を行うものなのか伺います。

(事務局：青木)

何か新しい機関を設けるものではなく、既存の機関をうまくつなごうとするものです。

(藤原委員)

既存の機関をつなぐための役割はどこが担うのでしょうか。

(事務局：青木)

イメージとしては、生活福祉課の共生社会推進係が担う予定です。

(脇委員)

第2期成年後見制度利用促進基本計画（案）についてご説明いたします。

四国中央市成年後見制度利用促進審議会委員の委嘱を受けており、先日、10月30日（水）に、市の中核機関であります生活福祉課と長寿支援課より四国中央市第2期成年後見制度利用基本計画（案）の提案があり、同審議会において承認されましたことから、情報提供させていただきます。

それでは、基本計画（案）についての概略資料を、ご覧ください。

1. 計画の趣旨ですが、本計画は、判断能力が低下し、財産管理や日常生活等に支障がある方について、成年後見制度の利用促進などの権利擁護支援策を総合的・計画的に推進することを目的に策定されるもので、令和2年2月に策定されたものに続く第2期目の計画となります。

2. 計画の期間は、令和7年度から令和9年度の3年間となります。

3. 四国中央市の現状ですが、認知症高齢者が3,943人、療育手帳をお持ちの方が910人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が705人、合計5,558人の方に、何らかの判断能力の低下があると考えられております。一方で、成年後見制度の利用者数は令和6年7月23日現在、83人となっています。この数が多いか少ないかということについては議論があろうかと思いますが、ご家族の支援を受けることにより成年後見制度の利用に至っていない方も多数いらっしゃると思われしますので、単純に少ないとも言えないものと思われます。また、制度を利用されている方の割合は、全国的にも同様の傾向にありますが、社会情勢が変化し、核家族化や未婚の方の増加など、将来的に成年後見制度の利用者数は必ず増えていくと想定されることから、その体制作りが第2期計画において必要になってくると考えております。

4. 計画の基本理念と基本目標ですが、地域共生社会の実現に向けた本計画の上位計画に位置付けられる「第3次四国中央市地域福祉計画」における、基本理念である「みんなで支え合い みんなでつながる まちづくり」が準用されています。

また、基本目標は、国の第2期計画において、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援が地域共生社会の基盤として位置付けられたことを念頭に「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」とされています。

5. 計画の基本施策と具体的取り組みの概要ですが、令和2年2月に策定された第1期目の計画では、制度の利用促進に係る司令塔となる「中核機関」を市に設置するなど、その体制が整備されました。

第2期計画は第1期計画の取り組みを継続しつつ、さらにその取り組みを進展するものです。

基本施策としましては、1つ目が「利用者がメリットを実感できる制度の運用」とし、具体的には、制度利用が必要な方に適切な後見人等が選任されることを目指した「受任者調整等委員会」による支援、後見人等候補者不足を補う「市民後見人」の養成・活躍支援を掲げております。

2つ目が「権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび、実施体制の充実」としまして、中核機関の相談機能の強化や協議会等の適切な運営により、地域連携ネットワークの充実に努めます。

3つ目が「成年後見制度を含めた権利擁護支援の理解促進」としまして、成年後見制度の広報・啓発活動を継続するとともに、相談窓口の明確化及び周知や関係者へ向けた研修会の開催などが予定されております。

6. これまでの経緯と今後のスケジュールをご覧ください。

計画の素案について、8月28日に成年後見制度利用促進連携協議会において協議を行い、10月30日、審議会におきまして承認されました。

今後は、タウンコメント等が実施され、令和7年4月からの計画実施に向け、計画作業が進む予定です。

以上で、説明を終了いたします。

(発達支援課：河村)

発達支援課の河村です。私から、太陽の家施設更新・障がい児入所施設についてご説明いたします。

太陽の家施設更新について現在の状況をご報告させていただきます。

発達支援課所管の障害者支援施設・障害児入所施設太陽の家につきましては、成人部である障害者支援施設は令和7年度の民間移譲を目指し、令和5～6年度の2年間、社会福祉法人 今人倶楽部による指定管理を行っております。

また、児童部である障害児入所施設は、民営化ではなく市が継続して運営していくため、建物の設計を行っており、10月末に設計が完了いたしました。

設計に際しては、自立支援協議会子ども部会や相談支援専門員連絡会よりご意見をいただきながら進めてまいりました。ご協力誠にありがとうございます。それではお手元

の資料に基づいて説明させていただきます。

P44 をご覧ください。

まずは、太陽の家施設更新の経緯について説明いたします。

四国中央市太陽の家は、昭和61年に建設された障害者支援施設、障害児入所施設で、施設の老朽化、土砂災害警戒区域からの移転など、様々な課題を抱えていることから、現在、改善に努めております。

計画では、令和5年度から2年間の指定管理を行い、適正な運営ができていると評価された場合、令和7年度から障害者支援施設（成人の部）は民間へ移譲し、障害児入所施設（児童）は、引き続き直営で運営するためパレット敷地内へ新築移転を行うことになっております。

障害者支援施設（成人）については、令和6年7月に開催された評価委員会において、社会福祉法人 今人倶楽部により適切な運営がなされているとの評価を得られたため、令和7年度の移譲に向けて、令和6年10月1日に同法人と民間移譲に関する基本協定を締結しております。

移転新築を行う障害児入所施設（児童）については、本年2月の自立支援協議会では令和7年度中の供用開始を目指していると説明しましたが、昨年度から着手した設計業務が、詳細設計に時間を要したため、当初完了予定の令和6年6月末から10月末に延長されました。そのため、開設が、令和8年度当初になる予定です。なお、新しい施設ができるまでの1年間は児童部を休止することとなります。

下の図は、全体計画を示したものです。

R4～R11の暦年の数字を振った線の上側が児童入所に関して、下半分が成人入所に関するスケジュールを示しています。

P45 をご覧ください。

10月末に完了した障害児入所施設の設計について説明します。

まず、①コンセプトですが、基本理念は「安心できる暮らしと地域共生社会への架け橋へ」、基本方針を「パレットとの施設連携による拠点機能の充実」とし、「本市の子ども若者支援の拠点であるP a l e t t eの敷地内に整備を行い、職員や施設の効率的かつ効果的な連携を図ることで、将来自らの意思で地域での暮らしを選択し実現できるインクルーシブ社会への架け橋となるよう整備を行う。」こととします。

次に②施設の類型及び定員は「福祉型障害児入所施設」で「定員10名うち短期入所を2名」の予定です。

次に③主な設計の基本方針は・障がい特性に配慮した設計・安全配慮と動線計画などを方針としております。

次に④概要について説明いたします。

建設予定地は下柏町にあります、子ども若者発達支援センターパレットの敷地内です。

次にP46をご覧ください。

計画概要の主な部分を説明いたします。

2つ目の黒丸の計画施設概要ですが、建物の構造・規模は木造・平屋建て、延べ床面積は299.15㎡、その他、パレットとの連携のための渡り廊下や、これまでなかった来所者用カーポートの整備など含めると、計画延べ床面積は437.15㎡になります。

その下、電気設備では、障がいのある子どもたちの中には、環境の変化により不安定になりやすい子どももいるため、災害時等の停電に備えて、発電パネルと蓄電池、犯罪防止のための防犯カメラ、また建物からの飛び出しを防ぐカードキーなどを整備予定です。

次にP47をご覧ください。

上の図は敷地配置図です

新施設は、パレットの敷地内、現在、公用車や来客用駐車場がある場所に建設予定です。なお、少なくなる駐車台数については、敷地内の職員用駐車場の数を減らして対応したいと考えております。

その下、平面図をご覧ください。

玄関やリビングを中央にし、左右に居住区画として居室やトイレ、浴室などを配置しています。居室10室は全室個室としておりますが、一人での生活が難しい子のために壁を移動して、相部屋にできるところを2カ所用意しております。また、感染症が発生したときのゾーニングにも対応できるよう設計しております。

次にP48 立面図をご覧ください。

木造平屋建て約300㎡の建物になります。外壁の色については、障害児入所施設という建物であるため、子ども達にとって親しみやすい、落ち着いた色にする予定です。

最後に、3. 今後の予定ですが、令和7年2月に入札を行い、令和7年3月議会の初日に契約議案を提案し、承認いただければ、3月から工事を着工したいと考えております。令和7年4月には、太陽の家成人部が社会福祉法人今人倶楽部へ移譲され、それに伴い、太陽の家児童部は休止いたします。その後、令和7年10月に工事を完了し、検査や公共LAN工事、備品の搬入等を令和8年3月までに行い、4月からの供用開始を見込んでおります。

太陽の家施設更新に関する説明は以上でございます。

(事務局)

委員の皆様方、何かご報告がございましたらお願いします。

(星川委員)

第9期四国中央市自立支援協議会 第3回会議 議事録

11月23日（土）しこちゅ〜ホールにおいて開催される第21回四国中央市社会福祉大会（講師：尾木 直樹氏（尾木ママ））及び第13回四国中央市福祉フェスティバルについて案内。

（井原委員）

12月7日（土）金生公民館において開催される愛媛県障がい児（者）療育支援事業による研修会「コミュニケーションの見える化」による支援（講師：今本 繁氏）について案内。

（藤原委員）

12月3日（火）～16日（月）市民交流棟において開催されるしこちゅ〜アート展について案内。

（事務局）

最後になりますが、次回の第4回会議につきましては令和7年2月27日（木）19時から、本日と同じ会場になりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、第3回会議を終了します。

4. 閉会